

令和元年度 決算報告について

1. 協会けんぽ(医療分)の令和元年度決算見込み	1ページ
2. 協会の令和元年度決算報告書(介護保険分を含む)の概要	3ページ
3. 合算ベースの収支(協会会計と国の特別会計との合算)と協会決算との相違(令和元年度医療分)	4ページ
4. 令和元年度 宮城支部 収支決算について	5ページ

R2.7.14

1. 協会けんぽ(医療分)の元年度決算見込み

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

(単位: 億円)

		30年度		元年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収 入	保険料収入 ＜伸び率＞	91,429	(+3,455) ＜3.9%＞	95,939	(+4,510) ＜4.9%＞
	国庫補助等	11,850	(+507)	12,113	(+263)
	その他	182	(+15)	645	(+462)
	計 ＜伸び率＞	103,461	(+3,977) ＜4.0%＞	108,697	(+5,235) ＜5.1%＞
支 出	保険給付費 ＜伸び率＞	60,016	(+1,899) ＜3.3%＞	63,668	(+3,653) ＜6.1%＞
	[医療給付費]	[54,433]	(+1,781)	[57,693]	(+3,260)
	[現金給付費]	[5,583]	(+118)	[5,975]	(+393)
	拠出金等 ＜伸び率＞	34,992	(+79) ＜0.2%＞	36,246	(+1,254) ＜3.6%＞
	[前期高齢者納付金]	[15,268]	(▲227)	[15,246]	(▲22)
	[後期高齢者支援金]	[19,516]	(+1,164)	[20,999]	(+1,483)
	[退職者給付拠出金]	[208]	(▲858)	[2]	(▲206)
	その他	2,505	(+537)	3,383	(+878)
	計 ＜伸び率＞	97,513	(+2,515) ＜2.6%＞	103,298	(+5,785) ＜5.9%＞
	単年度収支差	5,948	(+1,462)	5,399	(▲550)
準備金残高	28,521	(+5,948)	33,920	(+5,399)	
保 険 料 率	10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)	

賃金の動向

(万円)

	30年度	元年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	28.8 (+1.2%)	29.1 (+0.7%)

医療費の動向

(万円)

	30年度	元年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	15.3 (+1.7%)	15.8 (+3.3%)
(再掲) [1人当たり医療給付費]	[13.9] (+1.8%)	[14.3] (+3.2%)

加入者数等の動向

(万人)

	30年度	元年度
加 入 者 数	3,919.7 (+1.6%)	4,025.6 (+2.7%)
被 保 険 者 数	2,361.0 (+2.7%)	2,464.6 (+4.4%)
扶 養 率	0.660	0.633

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

収入は 10兆 8,697億円

⇒ 被保険者の人数や賃金の増加により保険料収入が増加。前年度比は5,235億円の増加(+5.1%)となった。

- 保険料収入は4,510億円増加した。保険料を負担する被保険者の「人数(被保険者数)」が増加(+4.4%)したこと、「賃金(標準報酬月額)」が増加(+0.7%)したことが主な要因。この結果、令和元年度の保険料収入の伸び率は+4.9%となった。なお、被保険者の人数の伸び+4.4%は、協会による医療保険の運営が始まった20年度以降で最も高い伸びである。しかしながら、この+4.4%のうち、+2.1%は大規模健康保険組合(人材派遣健康保険組合等)の解散による影響であり、この一時的な伸びの影響を除くと、近年、保険料収入を増加させていた被保険者数の伸びについては、29年度(9月)をピークに鈍化が続いている。
- 国庫補助等は263億円増加した。補助対象となる保険給付費(総額)が増加したことなどが要因。

支出は 10兆 3,298億円

⇒ 加入者の増加等により保険給付費が増加。加えて高齢者医療にかかる拠出金等も増加。前年度比は5,785億円の増加(+5.9%)となった。

- 支出の6割に相当する保険給付費(総額)は、3,653億円増加し、伸びは+6.1%と、前年度の伸び(+3.3%)を大きく上回った。これは、「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」が増加(+3.2%)したことに加えて、解散組合の影響により、加入者の「人数(加入者数)」の伸びが、大幅に増加(+2.7%)したことが主な要因。
- 高齢者医療にかかる拠出金等(総額)は、1,254億円増加(+3.6%)した。これは、高齢者医療費の伸びにより後期高齢者支援金が増加したことに加え退職者給付拠出金の減少といった制度改革による影響が減少したことによるものである。
なお、後期高齢者支援金は、団塊の世代が後期高齢者となり始める令和4年度以降、さらに大幅な増加が見込まれている。

この結果、令和元年度の収支差は5,399億円となり、前年度比は550億円の減少となった。

- 収支差が前年度比で減少(▲550億円)した要因は、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が上回ったことによるものである。
- 今後、収入については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による世界経済の悪化により保険料収入の減少が懸念されることに加え、支出についても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響前には1人当たり医療給付費の伸びが高く推移していたことや、最近の高額薬剤の保険収載、令和4年度以降見込まれる後期高齢者支援金の増加等も踏まえると、協会けんぽの財政は引き続き楽観を許さない状況である。
- なお、令和元年度末の準備金残高は3兆3,920億円となった。この金額は、保険給付費等に要する費用の4.3ヵ月分に相当する。

2. 協会の元年度決算報告書(介護保険分を含む)の概要

< 協会決算 >

(億円)

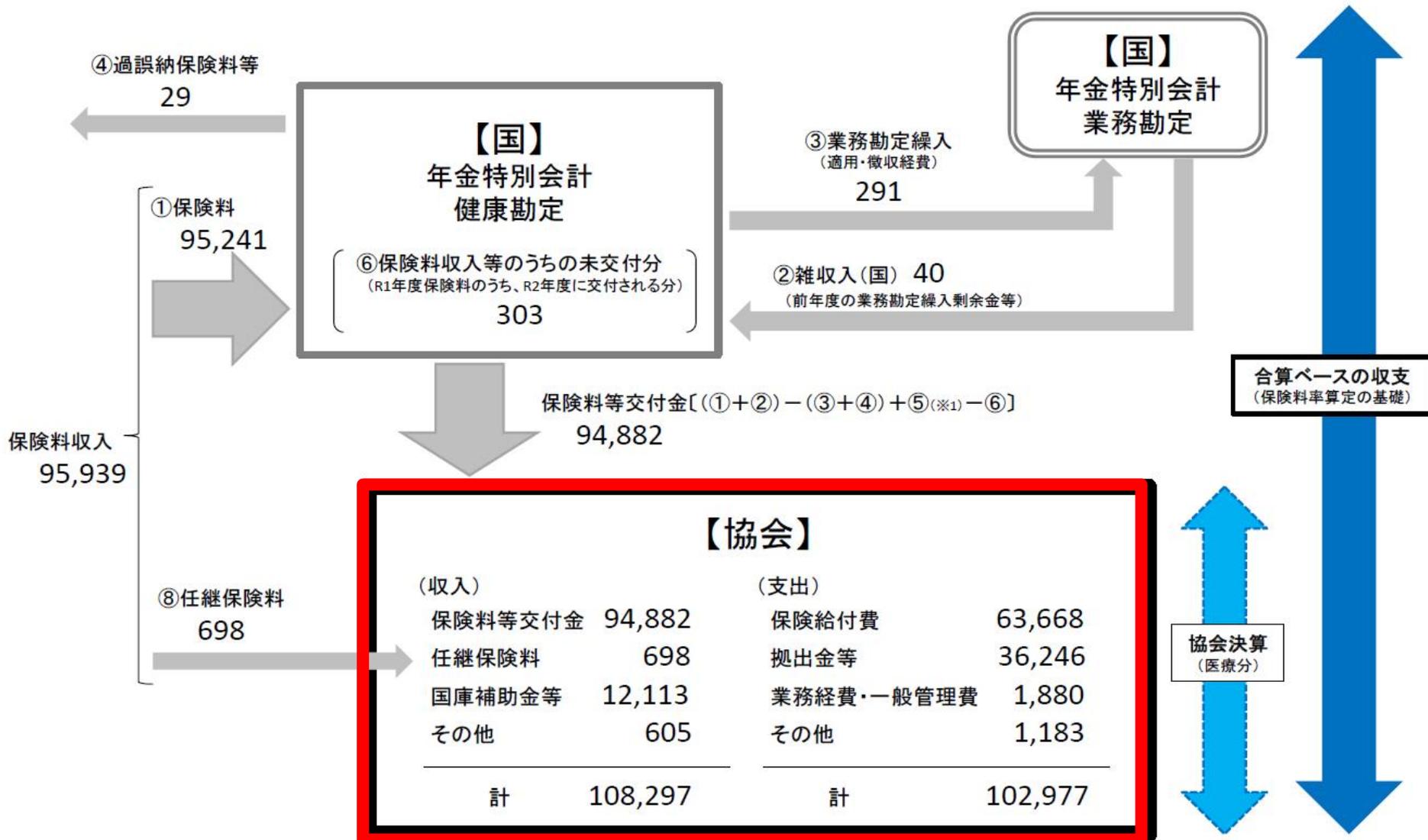
		(a) + (b)	医療分(a)	介護分(b)
収入	保険料等交付金	104,871	94,882	9,989
	任意継続被保険者保険料	745	698	47
	国庫補助金等	12,628	12,113	515
	その他	605	605	-
	計	118,848	108,297	10,551
支出	保険給付費	63,668	63,668	-
	拠出金等	36,246	36,246	-
	介護納付金	10,671	-	10,671
	業務経費・一般管理費	1,880	1,880	-
	その他	1,183	1,183	-
	計	113,648	102,977	10,671
収 支 差		5,200	(※) 5,320	▲ 120

注)1. 「協会決算」における医療分(a)の収支差(※)5,320億円と、「協会会計と国の特別会計との合算ベース」(P.2)における収支差(5,399億円)との差異(79億円)は、国に留保されている未交付分保険料によるものである。具体的には、H30年度末時点で未交付となっていた224億円がR1年度に交付された一方で、R1年度末時点で未交付となった303億円がR2年度の交付となることによるもの。
 なお、これらの未交付分は保険料率の算定には影響しない。(79億円 = 303億円 - 224億円)

2. 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 合算ベースの収支(協会会計と国の特別会計との合算)と協会決算との相違(元年度医療分)

(単位:億円)



(※1) ⑤はH30年度保険料等のうち、R1年度に協会に交付された交付金(224)

(※2) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

4. 令和元年度 宮城支部 収支決算について

令和元年度宮城支部の収支決算(暫定版)

(百万円)

	収 入						支 出													収支差				
	保険料収入		その他収入				医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)													全国平均 分	地域差 分			
	一般分			債権回収 以外	債権回収		医療給付費(国庫補助を除く)				年齢調整額	所得調整額	激変緩和	(国庫補助等を除く) 現金給付費等	(前期高齢者納付金等 国庫補助を除く)	(国庫補助を除く) 業務経費	(国庫負担を除く) 一般管理費	その他支出	平成29年度の 収支差の精算					
							(A)-(B)	(A)	災害特例分(B)	波及増分 (B2)														
宮 城	170,330	170,300	936	725	211	171,267	89,036	97,432	97,432			▲2,669	▲5,632	▲95	7,740	60,095	2,393	763	612	835	161,474	9,793	9,488	305
全 国 計	9,593,872	9,592,138	53,704	41,269	12,435	9,647,576	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318	-	-	-	440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	-	9,107,696	539,880	539,880	-

(注)

- 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
- 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
- (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
- 「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
- 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

【医療給付費等地域差分とその保険料率換算(試算)について】

- 医療給付費等地域差分がプラスになった宮城支部の場合は、令和3年度の保険料率算定の際に305百万円収入に加算される。(概ね0.02%程度)
- 令和3年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和元年度の支部の収支差(地域差分)を令和3年度の総報酬額の見込額で除したものであるため、令和元年度の総報酬額の実績で除したものと異なる。